

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	地方自治法第二百五十二条の第三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件	八三	〇浸水想定区域を指定した件	八五
	養鶏振興法によりふ化業者の登録をした件	八三	〇基本測量の実施について通知があった件	八五
	〇土地改良区の定款の変更を認可した件	八三	〇土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	八五
	〇地籍調査の成果について認証した件	八三	〇地方自治法により包括外部監査の事務を補助する者の指名等を告示する件	八五
	〇道路の区域を変更する件	八四	福島県人事委員会	
	〇都市計画事業を認可した件	八四	〇初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	八三
公 告			福島県海区漁業調整委員会	
	〇特定非営利活動法人の設立の認証	八三	〇漁業法により指示する件	八三
			〇漁業法により公聴会を行う件	八三

告 示

福島県告示第八百三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約(以下「契約」という。)を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事領域行政経営グループにおいて一般の閲覧に供する。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所
上石 三好
福島県郡山市鳴神一丁目十番地
- 二 契約の期間の始期
平成十九年十一月十九日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用の額及び実費の額の合算
- 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における実績報告に基づく精算払

(人事領域行政経営グループ)

福島県告示第八百三十五号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定により、平成十九年十二月四日次のとおりふ化業者の登録をした。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
一九一	株式会社森野卵場関東支店 郡山市田村町金沢字小枝五〇の二	株式会社森野卵場関東支店 郡山市田村町金沢字小枝五〇の二

(生産流通領域畜産振興グループ)

福島県告示第八百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、千軒平溜池土地改良区から平成十九年十一月十九日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年十二月六日認可した。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第八百三十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、大沼郡会津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
会津美里町
- 二 成果の名称
大沼郡会津美里町大字小沢、和田目及び立石田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第八百三十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、大沼郡会津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
会津美里町
- 二 成果の名称
大沼郡会津美里町字大八郷、村上、山南の全て及び本郷村西、倉田、三日町、本郷高田、本郷道東の各一部並びに大石の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第八百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路 企画グループ及び福島県喜多方建設事務所平成十九年十二月十四日から二週間一般の 縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	耶麻郡西会津町奥川大 字飯里字反田一七八六 番地先から 同 郡同 町奥川大 字飯里字西窪一〇七三 番三八地先まで	変更前	A 三・五 二二・〇	一、一二七・〇
		変更後	B 三・五 一一・〇 八六・〇	一、一二七・〇 一、一〇〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路 企画グループ及び福島県相双建設事務所平成十九年十二月十四日から二週間一般の縦 覧に供する。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	双葉郡浪江町大字赤字 木国有林一〇一林班 ろ一小班地先から 同 郡同 町大字赤字 木国有林一〇〇八林班 ろ小班地先まで	変更前	A 六・五 一七・五 九・〇	一三五・〇
		変更後	B 九・〇 二二・四	一四〇・〇 一四〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事 業について、次のとおり認可した。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称
喜多方市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
喜多方都市計画道路事業 八・六・二号 千苜中道上二本杉線
- 三 事業施行期間
平成十九年十二月十四日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分 福島県喜多方市字千苜道下、字町田下、字町田、字長内及び豊川町米 室字二本杉地内
使用の部分 福島県喜多方市字町田下地内

(都市領域都市整備グループ)

公 告

公告第六百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月四日

二 名称

NPO法人関北農・水・環境保全会

三 代表者の氏名

丹野 大壽

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市松川町水原字日向道内前一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対して、食糧供給に係る農業生産環境の保全や憩いの場の提供に繋がる農村環境の維持向上に関する広範な事業を行い、農業生産の持続的発展と多面的機能を持つ農村環境の永続的改善をとおして県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第六百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

会津大川土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 山本 美幸 会津若松市北会津町東小松二二一四番地

（農村整備領域農村計画グループ）

公告第六百八十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成十九年十二月三日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成十九年十二月十四日

- 一 測量地域 福島市
- 二 測量期間 平成十九年十二月十四日から平成二十年三月三十一日まで
- 三 作業の種類 基本測量（基盤地図情報作成作業）
（土木総務領域総務予算グループ）

公告第六百九十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めて、阿賀野川水系湯川及び同水系宮川に係る浸水想定区域を指定した。

なお、関係図面は、福島県土木部河川港湾領域河川整備管理グループ及び福島県会津若松建設事務所河川砂防グループに備え置いて閲覧に供する。

平成十九年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平
（河川港湾領域河川整備管理グループ）

福島県監査委員

福島県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年12月14日

- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所	所
橋本 寿	福島県郡山市駅前一丁目4番4号	福島県監査委員 小松山 善 美 加 藤 雅 加 藤 純 高 野 宏 之
齋藤 匡弘	福島県郡山市開成六丁目75番地	福島県監査委員 高 野 宏 之
半沢 裕子	福島県郡山市富田町字大徳南19番地1号フナーズトハイ ツA202号	
遠藤 美枝	福島県田村市船引町春山字上ノ台464番地	

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成19年12月7日から平成20年3月31日まで

福島県人事委員会

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十二月十四日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第二十号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二十九中

- 1 次に掲げる事由により休職を命ぜられた場合
 - 一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったこと。
 - 二 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明になったこと（公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）。
 - 三 職務に関連ある学術に関し長期にわたる調査研究又は指導に従事すること。
- 2 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、そのために休暇を与えられた場合
- 3 外国機関等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合
- 4 公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合
- 5 大学院修学休業をした場合

三分の三以下

- 1 次に掲げる事由により休職を命ぜられた場合
 - 一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったこと。
 - 二 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明になったこと（公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）。

を

- 三 職務に関連ある学術に関し長期にわたる調査研究又はに従事すること。
- 2 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、そのために休暇を与えられた
- 3 外国機関等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合
- 4 公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合
- 5 育児休業法第二条の規定により育児休業をした場合
- 6 大学院修学休業をした場合

- 1 育児休業法第二条の規定により育児休業をした場合
- 2 勤務時間条例第十六条の規定により介護休暇を与えられた場合

勤務時間条例第十六条の規定により介護休暇を

に改める。

附則
(施行期日)

与えられた場合 二分の一以下

合
えられた場 二分の一以下

三分の三以下

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第四十八条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第四十四号)の施行の日(以下「改正法の施行日」という。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 改正法の施行日前から引き続き育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の規則別表第二十九の規定の適用については、同表中「三分の三以下」とあるのは、「三分の三以下(当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一)」とする。

(採用給与グループ)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。
平成十九年十二月十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 指示の内容

1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

福島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を行う。
平成十九年十二月十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 期日及び場所並びに公述人となり得る者の範囲

期 日	場 所	公述人となり得る者の範囲
平成二〇年一月九日 午後二時	相馬市尾浜字追川一九六 相馬双葉漁業協同組合 (本所)会議室	区画漁業権を有する者、相馬双葉漁業協同組合及びその組合員並びにその他利害関係人

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第十一条第一項の規定による区画漁業の免許内容等の事前決定に関する事項

三 公述人になろうとする者の手続

公述人になろうとする者は、住所、氏名、年齢及び従事する漁業の種類並びに発言

四 公述人の選定

公述人は、文書を提出した者のうちから、福島海区漁業調整委員会において選定する。